

**改正**

平成29年12月1日告示第139号

平成30年8月27日告示第107号

令和4年3月24日告示第38号

土岐市創業者出店補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市内で創業（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第28項に規定する創業をいう。以下同じ。）した者の経営の安定と事業の発展を図るため、店舗（工場、事業場その他の施設を含む。以下同じ。）を取得して創業した者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年告示107号・令和4年38号〕

(対象者)

**第2条** 補助金の交付を受けることができる者は、創業者（産業競争力強化法第2条第29項に規定する創業者をいう。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土岐市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に関する事務取扱要綱（平成28年土岐市告示第39号）第4条第1項に規定する証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 当該創業のため、新たに店舗を建築し、又は自己以外の者が建築し使用に供されていない店舗を購入して取得した者
  - イ 当該創業のため、自己の所有又は自己による使用に供したことがなく、自己以外の者の使用に供された店舗を購入して取得した者
  - ウ 当該創業のため、自己の所有する家屋を改修により店舗とした者
- (3) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき市町村（特別区を含む。）が課している地方税をいう。）を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の

建物内で創業した者

(2) 当該創業に係る事業が次のいずれかに該当する者

ア 常時従事する者がいない事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可を有する事業

ウ その他市長が適当でないと認める事業

(3) この告示による補助金（土岐市中心市街地等出店資金融資要綱等を廃止する告示（平成28年土岐市告示第44号）による廃止前の土岐市中心市街地等出店者補助金交付要綱（平成13年土岐市告示第32号）による補助金を含む。以下この号において同じ。）の交付を過去に受けた者（補助金の交付を過去に受けた者から事業を譲り受けた者その他の補助金の交付を過去に受けた者と同一とみなされる者を含む。）

一部改正〔平成29年告示139号・30年107号・令和4年38号〕

（補助金の額）

**第3条** 補助金の額は、店舗及び店舗の敷地である土地（自己の所有する土地に限る。）に対して賦課された固定資産税額（都市計画税額を含む。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、店舗に事業以外に供される部分がある場合は、当該部分に対して賦課された固定資産税額を除いた額により計算する。

一部改正〔平成29年告示139号〕

（交付期間）

**第4条** 補助金を交付する期間は、第6条の認定を受けた日（以下「認定日」という。）を起算日として12月を経過した日の属する年度から、第2条第1項第2号アに掲げる者にあつては5年間、同号イ及びウに掲げる者にあつては3年間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、創業の日から起算して5年を経過した場合、第2条の要件を欠いた場合又は事業を終了した場合には、それぞれ当該事由の生じた日の属する年度までを補助金を交付する期間とする。

一部改正〔平成29年告示139号〕

（交付を受ける資格の申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、創業の日（証明書の発行日が創業の日以後の場合は、証明書の発行日）以後30日以内に、土岐市創業者出店補助金資格認定申請書（別記様式第1号）を次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認申請書の写し（第2条第1項第2号アに該当する者に限る。）
- (2) 土地・家屋の売買契約書の写し（第2条第1項第2号ア又はイに該当する者に限る。）
- (3) 工事請負契約書の写し（第2条第1項第2号ウに該当する者に限る。）
- (4) 証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成29年告示139号〕

（交付を受ける資格の認定）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を受ける資格を認定するときは土岐市創業者出店補助金資格認定通知書（別記様式第2号）により、認定しないときは土岐市創業者出店補助金資格否認通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更届）

**第7条** 前条の認定を受けた者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、土岐市創業者出店補助金資格変更届（別記様式第4号）に変更した内容がわかる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（廃止届）

**第8条** 第6条の認定を受けた者は、第2条の要件を欠いた場合又は事業を廃止した場合には、土岐市創業者出店補助金資格廃止届（別記様式第5号）に廃止した内容を明らかにする書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付申請）

**第9条** 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号アに掲げる者 認定日から起算して12月を経過した日、24月を経過した日、36月を経過した日、48月を経過した日又は60月を経過した日。ただし、これらの日に補助金の額の計算の根拠となる固定資産税額が確定していないときは、当該固定資産税額が確定した日
- (2) 第2条第1項第2号イ及びウに掲げる者 認定日を起算日として12月を経過した日、24月を経過した日又は36月を経過した日

2 前項の規定による申請は、土岐市創業者出店補助金交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 当該申請に係る固定資産税の額を証明する書類
- (3) 許認可を必要とする業種にあつては、許認可証の写し
- (4) 土岐市創業者出店補助金資格認定通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成29年告示139号〕

(交付決定)

**第10条** 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、補助金の交付を決定するときは土岐市創業者出店補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、補助金の交付をしないときは土岐市創業者出店補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第11条** 前条の交付の決定を受けた者は、交付の決定の日以後30日以内に、土岐市創業者出店補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

**第12条** 市長は、第10条の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定を取り消し、既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請があつたとき。
- (2) 正当な理由がなく連続して30日以上休業したとき。

(委任)

**第13条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年12月1日告示第139号）

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年8月27日告示第107号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月24日告示第38号）

この告示は、令和4年3月24日から施行する。